

委 託 契 約 書

委託者 (以下「甲」という) と受託者
独立行政法人国立病院機構千葉医療センター院長 杉浦 信之 (以下「乙」という)
との間において下記事項について契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、骨塩定量検査DEXA法による腰椎撮影及び大腿骨同時撮影を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(撮影の時期)

第2条 検査の実施日時については、甲の希望（事前に申込み）を基本とし、乙と協議して定めるものとする。

(委託料)

第3条 撮影の委託料（以下「委託料」という）の額は、保険診療に準ずるものとする。乙は、骨塩定量検査DEXA法による腰椎撮影及び大腿骨同時撮影につき、3,500円の委託料及を甲に請求する。

(消費税)

第4条 委託契約を締結することに伴い、消費税は内税とする。

(損害に対する措置)

第5条 撮影の実施により事故が生じた時は、甲・乙協議の上、円満な解決に努めるものとする。

(委託料の支払)

第6条 乙は、委託料の請求をしようとする時は、請求書を甲に提出するものとし、甲は、請求書を受領した日の翌月末に委託料を乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は甲が負担するものとする。

(契約の有効期限)

第7条 この契約の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

この契約の有効期間満了前、1ヶ月までに契約当事者のいずれの一方からも、この契約の改定等について何らかの意思表示がない時は、有効期限満了の日の翌日から更に1年間、順次この契約を更新されるものとし、以後も、また同様とする。

(疑義の協議)

第8条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じた時は、必要に応じ、甲・乙協議の上、誠意をもってあたるものとする。

この契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名捺印の上、それぞれ各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

委託者 甲

乙 千葉市中央区椿森4-1-2
独立行政法人国立病院機構千葉医療センター
院長 斎藤 幸雄